

運行見直し基準の設定について

● 設定する理由

砥部町地域公共交通網形成計画に基づき、効率的な運行及び交通資源の適正配分の観点から見直しが必要であるとともに、その目安となる基準をあらかじめ定めておく必要があるため。

● 基準の内容

① 町として最低限確保する公共交通のサービス水準

『週 1 回、町内の中心市街地へ行く便を確保する』

町は「運行見直し基準」に基づき仮に減便などを行う場合でも、この水準を下回るまでサービスを低下することはありません。

② 運行見直し基準

見直し基準を下回った場合は、6 カ月から 1 年程度の利用促進期間を設けて利用促進を図ります。

公共交通の名称	指標	基準値	算出方法
広田のりあいタクシー	運行日数	稼働率 50%未満	年間運行日数／運行予定日数
とべ温泉行きバス	利用者数	1 日あたり 1 人未満	年間延利用者数／運行日数
国保診療所送迎ワゴン	利用者数	1 日あたり 1 人未満	年間延利用者数／運行日数

※毎年度 4 月から 3 月の実績をもとに算出します。

③ 砥部のりありタクシーの運行見直し基準について

砥部のりあいタクシーは、利用者の希望に応じた運行となっており、路線変更やダイヤ変更といったことがないため、見直し基準は設定しません。